令和6年度 那珂川市

幼児教育·保育無償化

利用案内



ここから那珂川**下**う

ROCO COLOR NARAGAWA CITT

那珂川市・子育て支援課

〒811-1292 那珂川市西隈1丁目1番1号

TEL: (092) 953-2211 FAX: (092) 953-0688

Email: kosodate@city-nakagawa.fukuoka.jp







1.	幼児教育・保育無償化とは
	(1)無償化の概要
2.	施設等利用給付の認定
	(1) 認定申請の期限P3
	(2) 申請書の提出先P3
	(3) 認定申請の結果P4
	(4)提出書類一覧表P4
3.	施設等利用給付の支給
	(1)支給額の算定方法 P5
	(2) 給付費の支給方法P6
	(3)給付費の請求方法P7
4.	注 意事項

1. 幼児教育・保育無償化とは



(1)無償化の概要

幼稚園、保育所、認定こども園など、 子どものための施設を利用する子ども の利用料が無償化されます。

住民税非課税 世帯のみ

全世帯

4月 日の年齢	0~2歳児		3~5歳児		
保育必要性	あり	なし	あり	なし	
認可保育施設	無料 一		無料	-	
幼稚園(新制度)	3歳の誕生日前日から無料		無料	無料	
未移行幼稚園 (私学助成幼稚園)	3歳の誕生日前日から 上限付き無料 (月25,700円※ ¹ まで)		上限付き無料 (月25,700円※1まで)		施
預かり保育 (利用日数×450円)	3歳の誕生日前日から 上限付き無料 (月16,300円まで)	_	上限付き無料 (月11,300円まで)	_	施設等利用給付
届出保育施設 一時預かり など※ ²	上限付き無料 (月42,000円まで)	_	上限付き無料 (月37,000円まで)	_	付

- ※1 国立大学附属幼稚園の場合月8,700円、国立特別支援学校幼稚部の場合月400円が上限額となります。
- ※2 届出保育施設、一時預かりの他に、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等に加え、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

(2) 施設等利用給付の対象

<対象となる子ども>

施設等利用給付の対象となるには、保護者と子どもの住民登録がある市町村から、教育・保育の必要性に応じた「給付認定」を受ける必要があります。

○新1号認定:未移行幼稚園を利用する、満3歳以上の子ども

〇新2号認定:保育の必要性の事由に該当する、3歳児(年少)クラスから5歳児(年長)

クラスの子ども

〇新3号認定:保育の必要性の事由に該当する、住民税非課税世帯0歳から2歳児クラスの

子ども

<保育の必要性の事由とは>

保護者(両親)が、次のいずれかに該当すること。

- ・常態的に月48時間以上就労している場合
- 妊娠中または出産後間がない場合

(出産日の前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)から出産日の後8週間を経過する日の月末まで)

- 疾病、負傷、障がい等がある場合
- ・同居の親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護している場合
- ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
- ・ 求職活動している場合(90日間。なお、起業の準備を含む)
- 就学している場合

(学校教育法に定める学校、専修学校、各種学校又は各種職業訓練に限る。ただし、在宅で就学(通信など)を除く。)

- 虐待やDVのおそれがある場合
- 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもについて引き続き保育の利用が 必要であると認められる場合(届出保育施設または預かり保育を常用している場合に限る)
- その他、上記に類似する状態であると市長が認める場合
- 保育の必要性について、ご不明な点がございましたら、子育て支援課(953-2211) へご相談ください。

<対象となる施設・サービス>

	新1号	新2号	新3号	
未移行幼稚園	0	0	_	入園料及び基本の保育料のみ
預かり保育	_	0	0	基本の保育料のみ
届出保育施設 一時預かり など	_	0	0	基本の保育料(利用料)のみ

- ●通園送迎費、食材料費、行事費などの実費徴収される費用は支給対象外です。
- ●那珂川市外の無償化対象施設を利用する場合も支給対象になります。
- ●施設が所在する市町村が、無償化の対象であることの確認を行った施設が無償化対象施設となります。
- ●複数の施設・事業を併用する場合、一部支給対象外になる可能性がありますので、事前に ご相談ください。

(3)手続きの流れ

① 施設等 利用給付 **認 定 申 請** ② 「施設等利用給付 認定通知」交付 ※住民票住所地に 郵送します。 ③ 施設等 を利用 ④ 施設等 利用給付 の<u>請 求</u>

⑤ 施設等利用給付 の支払い (還付又は法定代理)

2. 施設等利用給付の認定について



(1) 認定申請の期限

利用を希望する月の3カ月前から

認定開始希望日 (入園日、転入日または3歳の誕生日の前日) まで

- ※認定の種別を変更する場合も同様です。
- ※すべての書類が揃ってから認定されるため、さかのぼって認定することができません。
- ※子育て支援課が書類を受理してから、審査に1週間程度の時間を要します。 認定が却下された場合、給付の対象(無償化)となりませんので、期間に余裕をもって 申請することをお勧めします。

(2) 申請書の提出先

利用する施設 または 子育て支援課

※利用する施設か子育て支援累こお問い合わせください。

(3) 認定申請の結果

- 〇施設等利用給付認定が認められた場合、「施設等利用給付認定通知書」が交付されます。 通知書には、認定区分、有効期間、保育の必要性の事由(該当の場合のみ)などが記載 されています。通知を受け取ったときは必ず内容を確認してください。
- ○**認定には有効期間があります**。 施設利用中でも、<u>有効期間外の利用は、給付の対象(無償化)にならないので、料金が発生</u> <u>または増額します。</u>
- ○**有効期間が終了するときの通知はありません**。 有効期間以降も施設等を利用する場合は、事前に子育て支援課へご相談ください。

(4)提出書類一覧表

施設等利用給付認定を申請するときは、希望する認定区分や保育の必要性の事由によって、 提出する書類が異なります。以下の表を確認の上、書類を作成して、施設経由または直接那 珂川市子育て支援課へ提出してください。

なお、認定の審査には時間を要するため、施設等の利用開始前までに申請をしてください。

新号	新2号	新号	書類			備考	
0		子育てのための施設等利用給付 認定・変更申請書		等利用給付	利用申込児童1人につき1枚の提出が必要です。		
Δ		市町村民税額等を証明する書類		明する書類	3号認定または補足給付を希望する場合で、那珂川市以外 の市町村で申告している人のみ提出が必要です。		
父・母		市町村民税(課税(非課税)証明書		非課税)証明書	1月1日時点の住所地で取得してください。 ※給付認定の算定に必要になります。		
×)	保育の必要性を証明する書類		する書類	児童の保護者(両親)分の提出が必要です。	
	父	• 🗟		会社員・ パート等	就労証明書	勤務先からの証明をもらってください。	
	父	• 🔁	就労	自営業	就労証明書 添付資料 ※添付資料は写し(可)	就労託明書を記入のうえ、下記のいずれか一つを添付してください。 ・法人登記簿または営業許句証、 開業届 (直近5年以内のもの) ・確定申告書1・2表または請負契約書、 自営していることが分かる 書類(相手方からの請求書等)(直近1年以内のもの)	
	父	• 🔁	求職活動		誓約書兼 就職活動報告書	活動状況の申し立てが必要です。 認定期間は90日間となります。	
	父	• 🗟	妊娠•	出産	現況申立書 母子手帳等の写し	母子手帳は、氏名・分娩予定日が記載されたページ(氏名・分娩予定日以外の項目は黒塗りでの提出可)をコピーしてください。	
	父	• 	就学		現況申立書 在学証明書等	在学証明書または受講決定通知書及び学生証の写しを提出 してください。	
	父	• 🖯	疾病、負傷、 障がい等		現況申立書 診断書	子どもを保育できないことがわかる診断書を提出してくだ さい。	
	父	• 🗟	介護•看護		現況申立書 診断書または 障害者手帳等	診断書または障害者手帳等の写しを提出してください。	
	父	• 	その他		市の求める 証明書等	申請前にあらかじめ子育て支援課にご相談ください。	

〇: 必要 ※必要な書類がすべてそろうまでは、受け付けできません。

※上記のほか、状況に応じて必要な書類の提出を求める場合があります。

※書類はボールペン(消えないもの)で記入してください。

△:場合によって必要

×:不要

4

3. 施設等利用給付の支給について

(1) 支給額の算定方法

施設等利用給付費は、施設等の利用料の月額と給付上限額を比較して、低い方の額を支給します。利用料が上限額を超えた場合、差額分は保護者の負担となります。

給付上限額は認定種別やクラス年齢によって異なります。給付上限額は下記のとおりです。

○新 | 号認定 (満3歳以上・保育必要事由なし)

未移行幼稚園

以下を比較

①月25.700円

②利用料月額

(保育料月額+入園料※1)

※1 入園料は入園年度の在園期間で月割計算します。

【例1】

新1号認定子どもが入園料42,000円、保育料月24,000円の幼稚園に7月から3月まで(9ヶ月間)在園した場合。

②利用料月額=保育料24,000円+入園料(42,000円÷9月)

≒保育料24,000円+入園料4,666円(小数点以下切捨て)

=利用料月額28,666円

①25,700円<②28,666円のため、25,700円を給付。差額分は保護者負担。

○新2号認定 (3歳児~5歳児クラス・保育必要事由あり)

届出保育施設・ 一時預かりなど

以下を比較

①月37,000円

②保育料月額

未移行幼稚園

以下を比較

①月25.700円

②利用料月額 (保育料月額+入園料*1)

預かり保育

以下を比較

11,300

②450円×実施日数

③預かり保育利用料

【例2】

新2号認定子どもが保育料月額40,000円の届出保育施設に 入所した場合

①月額上限37,000円と②保育料月額40,000円を比較して 低い金額である①37,000円を給付。 差額分は保護者負担。

【例3】

新2号認定子どもが幼稚園で預かり保育を利用した場合

幼 稚 園 分:①月額上限25,700円と②利用料月額を比較

して低い金額を給付。

預かり保育分: ①月額上限11,300円

②日額上限450円×実施日数

③施設に支払った預かり保育利用料

①、②、③を比較して、最も低い金額を給付。

差額分は保護者負担。

○新3号認定 (○歳児~2歳児クラス・保育必要事由あり・非課税世帯)

届出保育施設・一 時預かりなど

以下を比較

①月42,000円

②保育料月額

未移行幼稚園

以下を比較

①月25,700円

②利用料月額

(保育料月額+入園料※1)

預かり保育※2

以下を比較

⊕16,300

2450円×実施日数

③預かり保育利用料

※2 未移行幼稚園・預かり保育は満3歳(3歳の誕生日前日)以降のみ対象です。

【例4】

新3号認定子どもが保育料月額40,000円の届出保育施設に 入所した場合

①月額上限である42,000円と②保育料月額40,000円を比較して低い金額である②40,000円を給付。

保護者負担なし。

【例5】

新3号認定子どもが幼稚園で預かり保育を利用した場合

幼 稚 園 分:①月額上限25,700円と②利用料月額を比較

して低い金額を給付。

預かり保育分: ①月額上限16,300円

②日額上限450円×実施日数

③施設に支払った預かり保育利用料

①、②、③を比較して、最も低い金額を給付。 差額分は保護者負担。

●幼稚園等を利用する新2・3号認定子どもの届出保育施設等の利用について

幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満)に限り、届出保育施設等の利用も無償化の対象になります。

その場合の上限額は預かり保育の給付上限額(1.13万円又は1.63万円)から預かり保育の支給額を差し引いた額になります。

(2) 給付費の支給方法

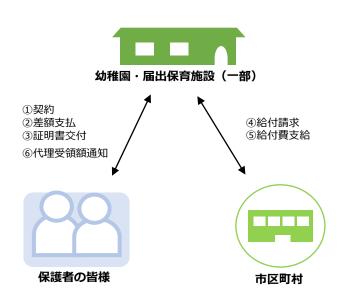
施設等利用給付費は、法定代理受領または償還払いにより那珂川市から支給されます。 施設によって支給の方法が異なりますので、詳しくは利用する施設または子育て支援課ま でお問い合わせください。

法定代理受領による支給

対象施設:未移行幼稚園

預かり保育・届出保育施設(一部)

那珂川市が無償化分の給付費を直接施設に支給します。利用料が支給限度額を超えた場合、 差額は保護者負担になります。

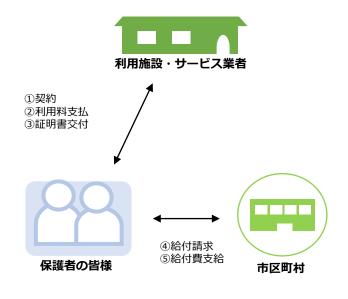


- ①保護者は、施設と利用契約を結びます。
- ②保護者は、月額保育料が月額給付上 限額を超えた場合、施設に対して差額 分を支払います。
- ③施設は、保護者に対して領収証(差額分)および特定子ども・子育て支援 提供証明書(以下、「提供証明書」という)を交付します。
- ④施設は、那珂川市に対して無償化対象者分の給付請求を行います。
- ⑤那珂川市は、請求に基づき審査を行 い、審査後施設に給付費を支給します。
- ⑥施設は、施設等利用費の支払いを受けた場合は、保護者に対して代理受領額を通知します。

償還払いによる支給

対象施設:預かり保育・届出保育施設 一時預かりなど

保護者が施設や事業者に利用料を支払います。その後、支払った利用料を那珂川市に請求することで、那珂川市が上限額の範囲内で保護者に対し給付費として還付します。



- ①保護者は、施設等と利用契約を結びます。
- ②保護者は、施設等に対して利用料を支払います。
- ③施設等は、保護者に対して領収証(差額分)および提供証明書を交付します。
- ④保護者は、那珂川市に対して無償化対象者分の給付請求を行います。
- ⑤那珂川市は、請求に基づき審査を行い、 審査後保護者に給付費を支給します。

(3) 給付費の請求方法

利用する施設により、施設等利用費の請求方法が異なりますので、詳しくは施設もしくは子育て支援課までお問い合わせください。

※月額利用料が月額給付上限額を超えた場合、差額分は保護者の負担になります。

未移行幼稚園

法定代理受領

保護者からの請求は不要です。

預かり保育

法定代理受領

保護者からの請求は不要です。

償還払い

施設で請求書の集約を行います。

施設が定める期限までに施設に提出してください。

届出保育施設

法定代理受領

保護者からの請求は不要です。

償還払い

利用した施設へ領収証および提供証明書の交付を依頼してください。 請求書に領収証・提供証明書を添付して那珂川市に提出してください。

一時預かりなど

償還払い

利用した施設へ領収証および提供証明書の交付を依頼してください。 請求書に領収証・提供証明書を添付して那珂川市に提出してください。 い。

○給付請求の受付期間(償還払い)

利用期間	受付期間	給付予定日
4月~5月分	5月1日~6月30日	
6月~7月分	7月1日 ~ 8月31日	請求書受付後、
8月~9月分	9月1日 ~ 10月31日	│ 審査等を行い、 │ 概ね2〜3週間程度 │ でご指定□座に ├ 振り込みを
10月~11月分	11月1日~12月31日	
12月~1月分	1月1日 ~ 2月28日	振り込める 行います。
2月~3月分	3月1日 ~ 4月30日	

- ※ 上記受付期間は届出保育施設および一時預かりの場合となります。預かり保育の場合は利用施設で請求書を集約しますので、施設が定める期限までに利用施設に提出してください。
- ※ 土曜・日曜・休日・祝日及び年末年始は閉庁のため、受付を行っておりませんのでご 注意ください。

4. 注意事項

共通

- **認定申請書の内容に変更があった場合は、変更手続きが必要になります。** 住所や家族構成、父母の就労先など、申請時から変更する場合は那珂川市子育て支援課に ご相談下さい。
- 申請書の記入には、消せるボールペンやシャープペンシルは使用できません。
- 那珂川市外に転出した場合、転出日をもって給付認定が取り消されます。 転出後も施設等を利用する場合は、転入後の市町村へ認定申請が必要です。 なお、認定終了日は、転出先の市町村との調整によって変動する場合もあります。
- 月途中で転出入した場合、給付上限額が日割り計算されます。
- **認可保育施設や企業主導型保育施設は、施設等利用給付認定の対象外です**。 無償化については各施設にお問い合わせ下さい。
- 那珂川市外の無償化対象施設も給付対象です。
 無償化対象施設は、施設が所在する市町村のホームページなどでご確認ください。
- 施設を利用中でも、給付認定の有効期間外は、無償化の対象外です。 給付認定されていない期間は、保育料が発生または増額します。
- 給付認定終了のお知らせはありません。認定期間は認定決定通知書または認定変更通知書でご確認ください。

新1号認定

○ 預かり保育を利用した場合は、無償化の対象になりません。 預かり保育を無償化の対象とするには、新2・3号認定が必要です。

新2·3号認定

○ <u>申請書が提出された日以降しか認定されませんので、それ以前に利用された場合は、</u> 自己負担となります。

認定には有効期間(認定期間)があり、入園中でも認定期間外に在園している場合、料金は自己負担となります。

毎年、就労等の状況確認(現況届)を提出する必要があります。

保育の必要事由の状況確認のため、毎年現況届の提出が必要です。例年1~2月頃、提出が必要な方に郵送で案内が届きます。現況届を提出しない人は、認定が取り消される場合がありますので、ご注意ください。

- 認定申請を省略できる場合があります。
 - 那珂川市内の認可保育施設へ入所申請中の子どもは、入所申請書を認定申請書としてみなし認定することができます。詳しくは、那珂川市子育て支援課へお問い合わせください。
- **複数の施設等を利用する場合は、一部支給対象外になる可能性があります**。 複数の施設等を利用する場合は、事前に那珂川市子育て支援課へご相談ください。
- 病児保育事業およびファミリー・サポート・センター事業は、請求先が別になります。 那珂川市こども応援課が上記2事業の請求先です。詳しくは、那珂川市こども応援課へお問い合わせください。